平成２２年（フ）第８５５号
広島市西区大宮１丁目８番12―304号、申立時の住所広島市西区新庄町45番１―310号
破産者　甲田　雅基
１　決定年月日　平成24年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７４５号
広島市中区舟入町１番13―101号、開始決定時の住所広島市中区住吉町16番10―201号
破産者　桑野　武行
１　決定年月日　平成24年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９０７号
広島市西区観音町10番９―201号
破産者　西本　要司
１　決定年月日　平成24年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３９号
青森県八戸市下長４丁目11番24―55号　県営住宅
破産者　佐々木信克
１　決定年月日　平成24年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１１５４号
仙台市太白区長町６丁目４番１―206号
破産者　武田恵美子（旧姓伊藤）
１　決定年月日　平成24年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３２２号
茨城県常総市篠山79番地１　ダーリングハイツ102号、開始決定時の住所茨城県下妻市皆葉1687番地
破産者　江面　　栄
１　決定年月日　平成24年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１０８９号
神奈川県鎌倉市上町屋763番地１　興亜町屋ハイツ203号、申立時の住所神奈川県鎌倉市笛田１丁目６番１号
破産者　鈴木　敏子
１　決定年月日　平成24年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９１７号
横浜市旭区東希望が丘98番地25　ハウスコナガヤ101
破産者　市野奈緒美
１　決定年月日　平成24年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３００６号
横浜市鶴見区駒岡１丁目22番Ｂ―402号
破産者　林　　照之
１　決定年月日　平成24年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３９号
富山市向新庄1372番地４、開始決定時の住所富山市西長江１丁目１番31―304号ハートフルマンションシンシア
破産者　酒井　　徹
１　決定年月日　平成24年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９４号
富山市追分茶屋24番地１
破産者　カービューティプロ呉羽ことガレージＨｉｒｏこと　澤田　宣之
１　決定年月日　平成24年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７９８号
大阪府貝塚市橋本54番地　岸本ビル302号、前住所大阪府貝塚市堀３丁目27番８―302号
破産者　北田　博之
１　決定年月日　平成24年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８４１号
大阪府阪南市桃の木台６丁目17番地の１、前住所大阪府箕面市新稲５丁目４番９号
破産者　竹谷　知士
１　決定年月日　平成24年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２６１号
奈良県橿原市葛本町319番地の４、開始決定時の住所奈良県橿原市大軽町270番地の５
破産者　北山　健司
１　決定年月日　平成24年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１０２号
広島市中区十日市町２丁目３番３―1005号
破産者　本田　利行
１　決定年月日　平成24年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３８号
熊本県荒尾市増永2701番地４
破産者　土井口秀幸
１　決定年月日　平成24年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第６４号
熊本県荒尾市荒尾５番地６
破産者　松本　秀俊
１　決定年月日　平成24年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第６５号
熊本県荒尾市荒尾５番地６
破産者　松本　千里
１　決定年月日　平成24年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第２４８号
宮崎市大字内海1089番地
破産者　山口和由記
１　決定年月日　平成24年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係